



# 被災家屋等 太陽光発電設備導入費補助金

岩手県では、東日本大震災津波の被災者が、新たに太陽光発電システムを県内に設置する場合、経費の一部を補助します。

## ☀ 補助の対象となる方 . . . . .

- 東日本大震災津波により、自ら居住していた家屋に被害<sup>\*</sup>を受けた個人（同居する親族を含む）又は事務所等に被害<sup>\*</sup>を受けた法人（若しくは個人）  
※被害とは、全壊、大規模半壊、又は半壊のことです。
- 災害公営住宅（戸建）に居住する個人

## ☀ 補助の対象となる太陽光発電システム . . . . .

- 被災者が修繕や新築等を行う建物に新たに設置したもの。  
※災害公営住宅に居住する方は修繕や新築を行う必要はありません。  
※平成24年4月1日以降に設置完了（電力受給開始）したものが対象となります。
- 太陽電池の最大出力（モジュールの公称最大出力の合計値）が10kW未満のもの。
- 申請者が自ら使用するもの。

## ☀ 補助金額 . . . . .

1kW当たり2万円（千円未満切捨て）

## ☀ 受付期間 . . . . .

平成30年4月1日から平成31年3月8日（必着）まで

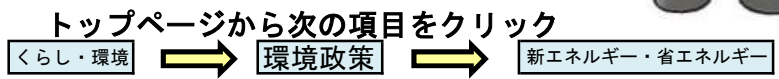
## ☀ 申請先・お問い合わせ先 . . . . .

ホームページには記載例や手引きも掲載しています。ご活用ください。

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号  
 岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当  
 Tel 019-629-5272・5273 Fax 019-629-5334  
 受付時間：9時～17時（土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）  
 （12時～13時の間を除く）



【岩手県ホームページ】  
<http://www.pref.iwate.jp/>





## 手続の流れ

### 申請者

設置工事完了  
電力受給契約締結  
申請書の作成

受理

請求書の作成

補助金受理

申請書の提出

交付決定

請求書の提出

補助金交付

### 県

受理

審査

受理

審査

※ 県が申請を受理(受付)してから交付決定までは、概ね14日かかります。

※ 請求書の提出期限は交付決定通知書を受領してから14日以内です。

### ◀補助金交付申請の添付書類▶(詳しくは手引きをご参照下さい)

- ① リ災を証明する書類の写し(同居する親族の場合、関係を証する書類を含む)
- ② 住民票(設備設置住所と、リ災住所が記載されているもの)の写し(※マイナンバーの記載がないもの)
- ③ 設備設置の内容が記載された工事請負契約書または住宅売買契約書の写し
- ④ 設備設置工事に係る領収書の写し
- ⑤ 被災家屋等の修繕又は新築等の内容が確認できる契約書等の写し
- ⑥ 被災家屋等の修繕又は新築等に係る領収書の写し
- ⑦ 設備の仕様・出力等が確認できる資料
- ⑧ 電力受給契約書の写し
- ⑨ 設備設置後の状況が確認できるカラー写真(建物全体及びパネルの枚数が確認できる写真)
- ⑩ 補助金振込口座の通帳の写し
- ⑪ その他必要と認める書類



## ご注意いただきたいこと

### 申請書の提出について

- 申請書の受付は、先着順です。
- ※ 予算額に達した場合、受付期間内であっても、受付を終了します。

### 添付書類(住民票の写しについて)

- 住民票の写しには、次の①、②の両方の住所が記載されている必要があります。
- ① 『太陽光発電システムを設置した家屋等の住所』(申請者自ら使用することを確認するため)
- ② 『リ災証明に記載されているリ災場所の住所』(リ災場所に住んでいたことを確認するため)

### 市町村の補助金と併用可能です！

- 市町村によっては、県とは別に補助制度があります(別途手続きが必要)。なお、併用も可能です。詳細は各市町村へお問合せください。

本事業は、東日本大震災津波復興基金を活用して実施するものです。